

教職員における労働環境の改善について

関東部会提出

教職員の長時間労働が深刻な課題となっている。その背景には、半世紀前に制定された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、給特法）がある。これは、公立の小中学校や高校などの教員の給与は、当時の月の残業時間の平均、およそ8時間をもとに給料月額の4%相当が支給される一方で、残業時間が増えても残業代が支払われないことに起因する。実際、仕事量が減らないまま早く帰るよう求められた結果、見かけ上の残業を減らすために、勤務時間の書き換えや自宅への持ち帰り残業が確認されている。

そこで国に対し、下記のことを要望する。

記

- 1 教職員の残業代等、働いた対価を支払うよう給特法の改正を進めること。
- 2 各教育委員会が正規教職員の増員・確保に取り組むための財源について、十分な支援を行うこと。
- 3 学校規模等に乗じた教職員の加配定数及び事務的軽作業を支援する人員について、学校現場の実情を十分加味した対応を早期に図ること。
- 4 勤務時間の過少報告について、「教育公務員の勤務時間等の勤務条件に係る原則」を再度現場へ徹底するとともに、各教育委員会及び各学校管理者に実態把握・再発防止等を求めること。
- 5 各自治体で実施している「部活動支援事業」等は、教職員の負担軽減と専門的人材の有効活用に効果をあげていることから、全額自治体負担とせず、国の補助制度を創設すること。